

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化していくことによってコーポレート・ガバナンスを強化、充実することを経営の最も重要な課題の一つであると認識しております。その実現のためにコンプライアンスと内部監査体制を強化し、経営情報や業績情報などの各種情報をホームページなども利用してタイムリーなディスクローチャーを積極的に行うとともに、スピーディーな意思決定と経営監視機能を強化することがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4) 議決権行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳】

当社は、議決権行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳について、検討しておりますが、議決権行使比率は84.8%(平成29年6月定時株主総会)であり、また、外国人等の持株比率は12.2%(平成29年3月末日現在)のため、手続き及び費用を考え、導入しておりません。

引き続き、機関投資家や外国人比率等の比率を踏まえ、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、事業上重要な取引先との取引関係の維持・強化により当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、政策保有株式を保有しております。

2. 政策保有株式に係る検証

当社は、毎年、取締役会において、中長期的な観点から株式保有のリターンとリスクを踏まえ、それぞれの政策保有株式の合理性・必要性について検証しております。

なお、平成29年3月末現在の政策保有株式は6銘柄、簿価39百万円、時価323百万円であり、総資産36,524百万円に対する割合はそれぞれ0.1%、0.9%となっております。

3. 政策保有株式に係る議決権の行使

当社は、投資先企業の経営方針・戦略等を尊重し、当社及び投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値に資するか等を総合的に判断し、議決権の行使を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、役員が行う競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議及び決議を要することとしております。

また、当社役員に対しては、「関連当事者との取引情報」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等との関連当事者との取引の有無を把握しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づいた開示に加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、次の事項について積極的に開示を行っております。

(i) 経営理念・経営戦略・経営計画

「経営方針」、「経営戦略」、「中期経営計画」を当社ホームページにて開示しております。

当社ホームページ: <http://www.kondotec.co.jp/ir/index.html>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をコーポレートガバナンス報告書及び当社ホームページ等にて開示しております。

当社ホームページ: <http://www.kondotec.co.jp/ir/management/governance/index.html>

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬の決定

取締役の報酬は、株主総会決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しており、株主が監視できる仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役が決定しております。

平成29年3月期では、当社は、平成28年6月28日の取締役会決議により、当社取締役に対し、中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意欲向上を目的として、1株当たりの行使価格が1円の「株式報酬型ストックオプション」を発行いたしました。

また、平成28年7月20日の取締役会決議により、当社取締役及び執行役員に対し、中期経営計画における業績目標の達成並びに企業価値向上に対する貢献意欲向上を目的として「有償ストックオプション」を発行しております。

非業務執行取締役・社外取締役に変動報酬の支給はありません。また、経営陣幹部である執行役員の報酬については、取締役会決議で決議しております。

なお、当社は平成29年6月27日開催の第65回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)及び当社の執行役員の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」

を導入することを付議し、本株主総会において承認されました。なお、当該制度導入に伴い、当社取締役等への株式報酬型ストックオプション報酬枠を廃止するとともに有償ストックオプションの新規の発行は当面行わないこととしております。

(iv) 取締役等の選任・指名の方針と手続

取締役候補指名については、法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることができ、的確かつ迅速な意思決定と会社の各機能と各部門と協力・連携・カバーできる人物を、総合的に検討し、社長または取締役会の推薦を受け、株主総会で決議しております。

監査役候補指名については、法令・財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点を持つ人物を、総合的に検討し、社長または取締役会の推薦を受け、株主総会で決議しております。

また、多様な価値観・考え方を今後の事業運営には欠かせないとの認識に基づき、取締役に女性を登用しております。

(v) 経営陣幹部及び取締役並びに監査役の個々の選任・指名についての説明

当社は各取締役・監査役の選任理由について、定時株主総会招集ご通知にて開示しております。

当社ホームページ: <http://www.kondotec.co.jp/ir/stockinfo/meeting.html>

【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき、権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を行うとともに、執行役員制度により、職務執行体制の強化及び執行責任の明確化を図っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、多様な経験・見識等を有した独立社外取締役を2名選任しております。

独立社外取締役は独立性をもって経営の監査及び助言をすることで、取締役会の透明性の向上及び監督機能を強化する役割を担っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役に、会社法上の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、かつ、豊富な経験・見識で経営の監査と助言ができる人材を選任することとしております。

なお、当社は社外取締役2名全員を、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

【補充原則4-11(1) 取締役会全体としての能力、多様性の考え方】

当社は、取締役の選任について、法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることができ、的確かつ迅速な意思決定と会社の各機能と各部門と協力・連携・カバーできる人物を、多様性に配慮しつつ、総合的に検討して、選任しております。

取締役選任の方針・手続については、3-1(iv)に記載しております。

【補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任状況及び方針】

当社では、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その兼任数は取締役及び監査役としての役割・責務を果たすのに合理的な範囲に留めております。

また、兼任状況については、当社ホームページをはじめ、株主招集通知等で開示しております。

当社ホームページ: <http://www.kondotec.co.jp/ir/management/governance/structures.html>

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性について分析・評価】

当社は毎月1回開催しております定例の取締役会にて、重要事項の決定を行い、社外取締役及び社外監査役が意見を述べるなど、議論を行い、取締役会の実行性が高まるよう努めております。

なお、当社は毎年1回取締役会全体の実効性について、分析・評価を行っております。

平成29年4月に、取締役会の実効性の評価を実施し、その結果について、平成29年5月の取締役会にて審議及び検討を行いました。

結果概要は以下のとおりであります。

1. 期間：平成29年4月～5月

2. 方法：全取締役及び監査役(社外役員を含む)の無記名による自己評価アンケート

3. 評価項目：取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会における審議、ガバナンス体制、総合評価

4. 結果概要：

全役員は、取締役会全体としての実効性は確保できていると評価していますが、事前に十分な検討が行えるよう取締役会資料をより前倒しで配布すべきであるとの意見や、今以上に取締役会メンバーに適合したトレーニングを実施すべきであるとの意見もございました。

これら評価結果に基づき、今後、社外取締役及び社外監査役の事前検討時間を十分に確保し、資料の事前配布の早期化等を図っていくことといたしました。

引き続き、取締役会の実効性を確保し、質の向上を図るべく、さらなる改善を重ねてまいります。

【補充原則4-14(2) 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社では、取締役及び監査役のトレーニングとして、社内外講師による研修会や講習会の受講、社外セミナーや外部のWEBゼミに参加する機会を設け、必要な知識の習得や法的な義務と責任の理解と促進に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する基本方針】

当社は、株主総会のほか、個人投資家向け説明会や決算説明会及びIRフェアへの参加等を実施し、株主との建設的な対話の促進を図っております。

また、IR担当部署である総務部を管掌する取締役をIR担当取締役に選任し、関連する他部署との情報共有も密にすることで連携を強めております。

経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、適宜、取締役会へ報告するよう努めております。

加えて、当社は株主との対話に際して、IR自粛期間等を定めた「IRポリシー」及び重要事実・内部情報伝達等を定めた「内部情報管理規程」を定め、実施することで、情報の管理を行っております。

当社IRポリシーにつきましては、当社ホームページにて開示しております。

当社ホームページ: <http://www.kondotec.co.jp/ir/policy.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社藤和興産	3,014,064	10.78
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,681,600	6.01
コンドーテック社員持株会	1,347,686	4.82
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247,200	4.46
株式会社Fプランニング	900,000	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	804,400	2.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	753,800	2.70
近藤 純位	752,916	2.69
株式会社藤登興産	676,000	2.42
近藤 雅英	664,700	2.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 平成27年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書(No.3)においてフィデリティ投信株式会社が、平成27年8月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
 なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。
 [氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合]
 エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)/1,871千株/6.69%
- 平成29年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、平成29年3月27日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
 なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。
 [氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合]
 株式会社三菱東京UFJ銀行/753千株/2.70%
 三菱UFJ信託銀行株式会社/601千株/2.15%
 三菱UFJ国際投信株式会社/42千株/0.15%
 (計/1,397千株/5.00%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金井 美智子	弁護士											
大和 正史	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金井 美智子	○	——	M&Aや国際取引及び知的財産権等の分野に精通しており、弁護士としての経験、識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。 そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

大和 正史	○	——	国内外における結合企業法制及び親子会社間取引等の分野に精通しており、大学院教授及び研究者としての経験、識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。 そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査役、会計監査人及び内部監査部門の連携＞

監査役は、期末決算毎に会計監査人より会計監査結果報告を受けており、必要に応じて会計監査人の事業所監査に同行し、相互の情報、意見交換を行っております。また、会計監査人と内部監査部門についても、内部監査部門である監査室が実施いたしました内部監査についての監査結果報告書を閲覧し、必要に応じて情報、意見交換を行っており、連携を密にして、監査の適正性と効率性の向上に努めております。

＜内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係＞

内部監査部門である監査室は、内部監査の実施結果について報告会を開催し、監査役及び内部統制部門は報告会に出席して報告を受けております。監査役は、内部統制部門から四半期毎に決算内容の報告を受けるほか、その他内部統制にかかわる事項についても、随時、報告を受けております。会計監査人は、内部統制部門から四半期毎に決算内容及び会社の状況について説明を受け、随時、会計に関する事項について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村辻 義信	弁護士													
中川 雅晴	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村辻 義信	○	——	金融機関をはじめとする多数の企業の顧問弁護士として長年に亘り企業法務に関与しており、これによる知識と経験に基づいて、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
中川 雅晴	○	——	公認会計士としての経験・識見が豊富であり、公認会計士の専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 中川氏は、当社監査法人である有限責任会社監査法人トーマツ出身(H26.12月退社)ですが、過去、当社に関係する業務執行には携わっておらず、同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。また、過去、現在、当社関係会社及び主要取引先等の当社と利害関係を持つ企業との関わりがないことを確認しております。従いまして、取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社のすべての社外役員は、独立役員の資格を充たしているため、すべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は平成29年6月27日開催の第65回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)及び当社の執行役員の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを付議し、本株主総会において承認されました。

なお、当該制度導入に伴い、当社取締役等への株式報酬型ストックオプション報酬枠を廃止するとともに有償ストックオプションの新規の発行を当面行わないこととしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

第65期(平成28年4月1日～平成29年3月31日)において、取締役及び監査役に支払った報酬等の額は以下のとおりであります。

取締役	支給人数	12名	支給額	199,808千円
監査役	支給人数	3名	支給額	22,440千円
計	支給人数	15名	支給額	222,248千円

- (注)1. 取締役及び監査役に対する支給額には、社外役員(社外取締役2名及び社外監査役2名)に対する支給額23,940千円が含まれております。
2. 取締役の支給人数には、平成28年6月28日開催の第64回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
3. 取締役に対する支給額には、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額18,744千円が含まれております。
4. 上記報酬等の額に記載するほかに、平成16年6月29日開催の第52回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴い打ち切り支給をすることとしており、この決議に基づき、平成28年6月28日開催の第64回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金28,621千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定方針は、株主総会でそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、当社の定める役位ごとの一定の基準に業績動向を勘案して取締役会で決定いたします。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

これに加え、平成29年6月27日開催の第65回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを決議しております。

なお、役員退職慰労金制度は、取締役及び監査役ともに平成16年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理本部及び監査室が適宜必要なサポートを行っております。

また、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会の開催に際し、事前に議案内容を報告するほか、監査役会では事前にこの議案について協議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

コーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。

<取締役会>

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の業務執行状況の報告を受け、業務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。

なお、当社は、毎年1回、全取締役及び全監査役の自己評価による取締役会評価アンケートを実施しております。そのアンケート結果について、取締役会にて審議及び検討し、改善を行うことにより、取締役会全体の実効性の確保及び質の向上を図っております。

<執行役員>

当社は、執行役員制度を導入しており、5名の執行役員と業務担当取締役とで、業務執行の迅速化を図っております。

<社外取締役>

当社は、社外取締役2名(1名は弁護士、1名は大学院教授)を選任しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図っております。

<監査役会・社外監査役>

当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役(1名は弁護士、1名は公認会計士)を選任しており、専門的立場から監査の適正性及び効率性の向上を図るために毎月1回以上開催する監査役会において、監査方法及び監査基準等について意見交換を行い、監査制度の充実強化に努めております。

なお、その他に監査役の機能強化を図るため、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」等に記載の体制をとっております。

<内部監査>

当社は、社長直轄部門として監査室を設置し、2名の専任者を置いております。各部門の業務プロセス等について法令・会社諸規程の遵守状況や適正性、効率性を監査し、改善指導及びフォローしております。

それに加え、財務報告の信頼性を確保するための体制が適正に機能することを継続的に検証するために監査を実施し、必要な是正を行っております。

<会計監査人>

当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

公認会計士 木村 幸彦

公認会計士 藤川 賢

なお、継続監査年数については、7年以内であります。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者等の8名であります。

<社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、会計監査との連携並びに内部統制部門との関係>

社外取締役は取締役会への出席等を通じ必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。また、取締役会のメンバーとしての意見または助言により内部統制を有効に機能させ、適正な業務執行の確保を図っております。

社外監査役は監査役会や取締役会への出席及び会計監査人並びに内部監査からの報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して意見を述べ、適正な業務執行の確保を図っております。

<コンプライアンス・リスク管理委員会>

社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令や企業倫理、社内規則を遵守する意識を全従業員に浸透させ、コンプライアンスの実践の指導教育及びコンプライアンスに関する計画や施策を策定して不祥事やトラブルを未然に防止する体制を構築し、また、当社及び子会社を取り巻くさまざまなリスク情報を収集・分析して具体的な予防策を策定し、万一、リスクが顕在化したときは迅速かつ的確な施策を実施して、その影響を最小限にする体制の構築を推し進め、企業基盤の強化を図っております。

<責任限定契約>

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会を設置し、監査役による監査体制が経営を監視するうえで有効であると考え、監査役会設置会社を採用しております。

監査役会は、常勤監査役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査役(社外監査役)2名の計3名で構成され、客観的で公正な監視を行っております。

取締役会は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の意思決定の効率化と監督機能の強化を図るとともに、社外取締役2名を選任して、独立した立場で効率性及び適法性の監督を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年3月期は総会日(6月27日)の22日前(6月5日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただくため、集中日を避けて、株主総会日を設定しております。
その他	当社は株主総会を株主の皆様とのコミュニケーションを図る重要な機会と認識し、株主の皆様当に当社をより一層ご理解していただくため、報告事項などでパワーポイントを用いたビジュアル化を図り、説明を行っております。 また、招集通知の早期開示を行っており、平成29年3月期は発送日(6月5日)の7日前(5月29日)に当社ホームページ及び東証ホームページにて開示をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて、IRポリシーを策定し、基本姿勢等を公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社や外部セミナー機関が主催する個人投資家向け会社説明会やIRフェアなどに定期的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算発表後、アナリストや機関投資家向けに個別説明や決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営情報、業績情報その他情報開示資料はすべて開示後ホームページに掲載しております。 また、開催した会社説明会の動画をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	株主、投資家とのコミュニケーションを推進し、タイムリーなディスクロージャーを行うためにIR委員会を設置し、総務部内に事務局を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

1. CSR基本理念

企業理念の「人材の育成」「社会貢献」を基盤とし、未来への環境づくりを通じて社会貢献に努めていきます。

(1) 顧客保護、仕入先との連携

製造部門と販売部門を持つメーカー兼商社として、仕入先との公正な取引と、お客様との密接な会話からお客様のニーズに応えられる製・商品の提供を行い、顧客満足の向上に努めます。

(全工場におけるISO9001の取得(安全で良質な製品の提供) など)

(2) 人材育成

社員がより良き企業人、より良き社会人として働けるよう、研修による能力向上や、健康で豊かな生活の応援を行います。

(新入社員研修、3年目研修、製品技術研修 など)

(3) アスリート支援

2名の社員が2020年東京オリンピックの出場を目指し、日々競技練習に励んでおり、社員のスポーツ競技支援を継続的に行っています。また、コンドーテック陸上部を2015年に創立し、陸上競技大会への出場やリレーマラソンへ出場しています。

(4) 社会との共生

ステークホルダーの要望に応え続けるため、企業が持続していけるよう、コンプライアンス(法令遵守)を実践し、社会ルールにのっとった健全な企業活動を行います。環境保全に根ざした企業活動と、より良き環境を生み出す製・商品の提供に努めます。

(新入社員による植樹活動、ペットボトルキャップ回収活動 など)

(5) 地域との交流

全国の拠点のネットワークを活かし、地域に密着した企業活動と、清掃活動などを通じたコミュニケーション活動を実践していきます。

(清掃など)

(6) 株主還元

株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけ、「収益の向上」「企業価値の増大」を図ります。

(IRフォーラムの出席(投資家とのコミュニケーション) など)

2. ダイバーシティへの取り組み

企業理念である豊かな社会づくりに貢献するためには、多様なバックグラウンドを持った社員が各人の能力を最大限発揮して、やりがいをもって働くことの出来る環境を整えることにより、生産性を高めていくことが重要と考えております。そのために、ダイバーシティとワークライフバランスの推進に取り組み、いきいきと働ける企業風土の醸成に努めております。

(1) ダイバーシティの推進

社内に異なる経験・技能・属性を持った多様な社員が存在することは、多様な視点や価値観が提供されることにより社内が活性化され、会社の持続的な成長につながると考え、当社はダイバーシティを推進していきます。

(国籍・性別等にとらわれないリーダー育成、多様な人材の採用、シニアの活躍 など)

(2) 女性活躍の推進

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画として目標を定め、女性の活躍を推進しております。

(女性総合職の積極的な採用、年次有給休暇の取得推進 など)

(3) ワークライフバランスの推進

単に仕事を減らし生活を重視するのではなく、仕事の質を落とさず労働時間を短縮するよう知恵を絞ることが組織としての生産性の向上につながるだけでなく、人生の各ステージにおいて各人が望んだ働き方の選択肢がとれる制度を用意することで、全ての社員が多様性を相互に尊重し、仕事と生活を調和させた働き方ができるよう、当社はワークライフバランスを推進していきます。

(育児休業・短時間勤務制度、ノー残業デーの実施、年次有給休暇の推進 など)

3. 環境への取り組み

(1) 「Fun To Share」への参加

「Fun To Share」とは、我が国の低炭素社会実現のための国民的運動です。未来につながる環境を守るため、当社もこの「Fun To Share」に参加しております。

(2) 清掃活動

毎年、本社周辺拠点の社員約40名で、本社近辺の清掃活動を行い、地域の美化に努めております。

当社は今後も良き企業市民として、地域社会の発展と豊かな社会づくりに貢献し

ます。

(3) 森林保全活動

新入社員教育のプログラムの一環として、森林保全のボランティア活動を実施しております。

外部のボランティア協会のご協力のもと、間伐作業や遊歩道(階段)づくり等を行っております。

(4) ペットボトルキャップ回収活動

ゴミとして燃焼破棄されるペットボトルキャップを分別回収し、リサイクル業者に引き取られた売却益をワクチンの購入代金として寄付することを目的としたキャップ回収活動を行っております。

(5) 募金型自動販売機の導入

売上の1%が「緑の募金」に寄付される、募金型の自動販売機を営業拠点等に設置しております。

緑の募金は身近な地域や国内外の森づくりの活動の活性化に役立てられています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化することによってコーポレートガバナンスを強化、充実することが経営の最も重要な課題の一つであると認識しており、その実現のためには内部統制システムを整備し、強化することが不可欠であると考えております。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等を定めて、その周知徹底を行い、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。
- (ii) 当社グループは、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、通報者に不利な取扱いを行うことを禁ずるとともに不正行為の早期発見と是正に努めております。
- (iii) 内部監査部門（監査室）は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を内部監査することにしております。
- (iv) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することにしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存及び管理することにしております。

また、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、当社グループのリスク管理体制の構築、維持、向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督及び指導することにしております。
- (ii) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社から事業の状況について定期的に報告を受けることにしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することにしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (i) 職務遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとしております。
- (ii) 監査役の求めにより内部監査部門（監査室）を監査役補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。
また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査役の同意を得るものとし、人事考課については、監査役が行うことにしております。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等は次の事項を監査役に報告することにしております。

- (イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、その事実に関する事項
- (ロ) 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合は、その事実に関する事項
- (ハ) 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果
- (ニ) 内部通報

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席しております。
- (ii) 監査役会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしております。
- (iii) 当社は、監査役が職務を執行するために独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を活用するための費用等の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することにしております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために当社グループ各社は財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行うことにしております。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

平成29年3月期における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般の運用状況

当社グループの内部統制システムの整備及び運用状況について、内部監査部門（監査室）が評価及び経営者への報告を行い、改善を進めております。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価も併せて、行っております。

(2) 取締役会の状況

(i) 当社は、毎年1回、全取締役及び全監査役の自己評価による取締役会評価アンケートを実施しております。そのアンケート結果について、取締役会にて審議及び検討し、改善を行うことにより、取締役会全体の実効性の確保及び質の向上を図っております。

(ii) 社外取締役及び社外監査役で構成する「社外役員懇話会」を設け、社外役員同士の定期的な意見交換を行っております。

(3) コンプライアンスに関する取組み

(i) 当社及び主要な子会社は、内部通報制度において、すべての役職員等が通報によって不利益を被らないよう、社内規程の整備を行っております。

なお、当該内部通報制度の運用状況につきましては、取締役会にて報告を行っております。

(ii) コンプライアンスに関する課題への対応策の立案、実施を目的に、コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社及び主要な子会社の重点管理方針を毎年定め、当該方針の周知を行っております。なお、その実施結果については、取締役会にて報告を行っております。

(iii) コンプライアンスの周知徹底を図るため、当社及び主要な子会社の各種社内研修において、コンプライアンスマニュアル等の説明等を実施いたしました。

(4) リスク管理体制の運用状況

コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社グループの新たなリスクの分析や自己評価を行い、その結果については、取締役会にて報告を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針にしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンス行動指針」に「反社会的勢力との関係遮断」を行動指針の一つとして掲げ、反社会的勢力排除に向け、次のように社内体制を整備しております。

(1) 責任統括部署

総務部を反社会的勢力の責任統括部署として、反社会的勢力との取引防止に関する管理等を行っております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

「大阪府企業防衛連合協議会」及び「西警察署管内企業防衛協議会」に加盟しており、会員相互及び警察署との情報交換を行い、緊密な連携関係を構築して、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除するよう努めております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

また、反社会的勢力との属性チェックを行い、反社会的勢力と関わりがある企業との取引を未然に防ぐように努めております。

なお、不当要求事例が発生した場合には、速やかに情報の共有化を行うとともに適切な対応策を講じることにしております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

リスク管理マニュアルに「反社会的勢力とのトラブル発生時の対応」を定め、具体的な対応方法を示しております。

(5) 研修活動の実施状況

責任統括部署である総務部が、全社員対象のコンプライアンス教育時に反社会的勢力に対する対応等について、指導、教育を行っております。

(6) 契約書に反社会的勢力排除条項の規定

反社会的勢力との関係を遮断するため、取引基本契約書に反社会的勢力排除条項を定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、証券取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成29年6月27日開催の第65回定時株主総会において、有効期間を平成32年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

本プランの主な内容は以下のとおりであります。

（1）本プラン導入の目的

当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

（2）本プランの概要

（i）対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

（イ）当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

（ロ）当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（ii）大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切なご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

（iii）取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、次の（イ）又は（ロ）の期間を取締役会評価期間として設定します。

（イ）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ロ）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

（iv）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役2名及び社外監査役2名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

（v）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（vi）対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

3. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当

社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランを第65回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしました。その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役2名及び社外監査役2名から構成されています独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.kondotec.co.jp/news/files/pdf/20170511news2.pdf>)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 情報開示の基本方針

当社は、会社情報の適切な開示を行うため「内部情報管理規程」を設けており、会社法、金融商品取引法等の法令及び証券取引所の定める規程等（以下「適時開示規則」という）に則って、迅速かつ公正に情報開示に努めております。

また、諸法令や適時開示規則に該当しない情報であっても、利害関係者（ステークホルダー）をはじめ広く社会の皆様の判断に影響を与えると思われる情報については、迅速かつ公正に情報開示を行っております。

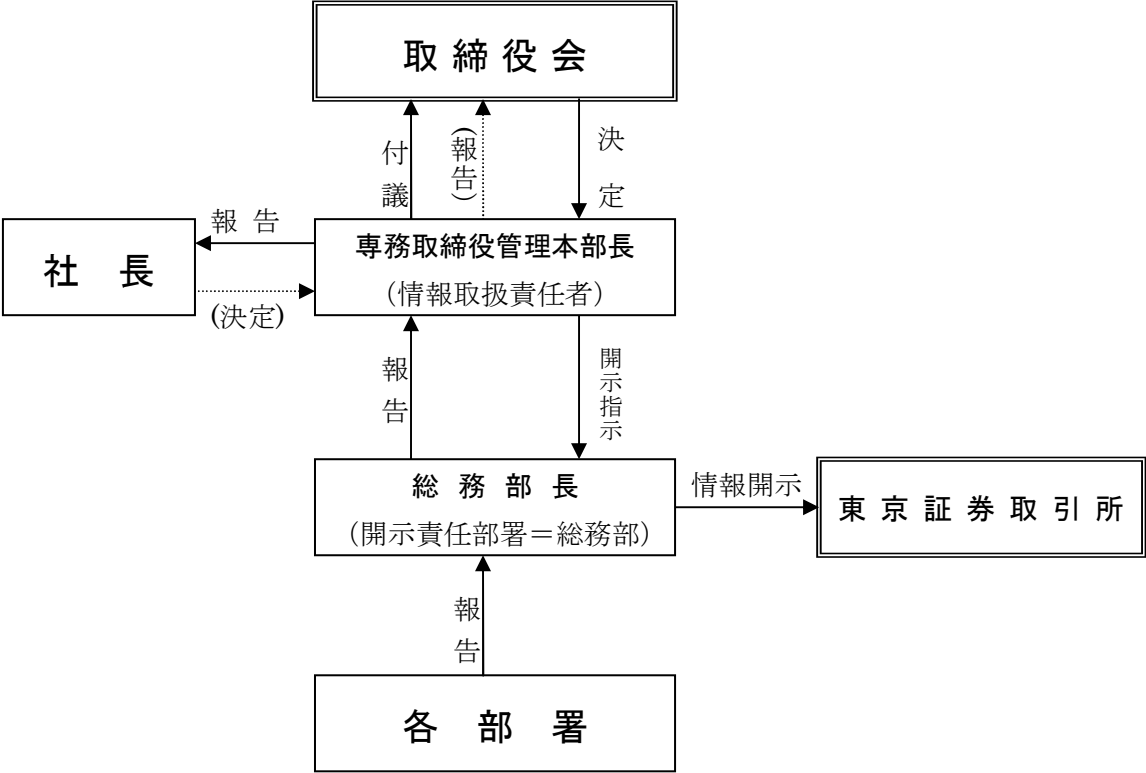
2. 適時開示の方法

(1) 適時開示規則に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報システムによって開示するほか、関係する記者クラブなどの報道機関に公表いたします。

(2) 適時開示規則に該当しない情報についても、利害関係者（ステークホルダー）をはじめ広く社会の皆様の判断に影響を与えると思われる情報については、東京証券取引所の提供する適時開示情報システムによって開示するほか、関係する記者クラブなどの報道機関に公表いたします。

(3) 開示した情報は、当社のホームページに速やかに掲載します。

<適時開示体制図>



<コーポレート・ガバナンス体制図>

